

○学校法人新島学園寄附行為

改正 2022年3月17日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人新島学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県安中市安中3702番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い普通教育を行うと共に、新島襄先生の人格をきん慕し、その遺風を顕彰しキリスト教精神を基本とする德育を施し、品性高潔な国家社会に有用の人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次にかかげる学校を設置する。

(1) 新島学園短期大学 コミュニティ子ども学科
キャリアデザイン学科

(2) 新島学園高等学校 全日制課程 普通科
(3) 新島学園中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上12人以内

(2) 監事 2人

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 新島学園短期大学長 1人

(2) 新島学園高等学校及び新島学園中学校の校長 1人

(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人

(4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 6人以上9人以内

2 理事はすべてキリスト教理解者であり、理事総数(現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ)の2分の1以上はキリスト教信者である

ことを要する。

3 第1項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(理事長の任免)

第8条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事長の職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第10条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第11条 役員（第6条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は次のとおりとする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- (1) 理事 4年
- (2) 監事 4年
- 2 役員は、再任されることがある。
- 3 役員は、任期満了のあとでも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。
- 4 理事、監事のうち、その定数の5分の1を越える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集し、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事の出席をもって成立する。ただし、第11項の規定による除斥のため3分の2以上に達しないときは、この限りではない。

4 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

5 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に招集しなければならない。

6 理事会を招集するには各理事及び監事に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き理事長をもって充てる。

8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第10条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の特別議決)

第14条 次にかかる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならぬ。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の短期借入金を除く。）

基本財産の処分および運用財産中の重要な移動に関する事項

(2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項

(3) 収益事業の開始および廃止に関する事項

- (4) 私立学校法第50条第1項第3号にかかる事由による解散および同第4号の法人の合併に関する事項
- (5) 残余財産の処分に関する事項
- (6) この法人が設置する学校の学長、校長の選任および解任に関する事項
(業務の決定の委任)

第14条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項
その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第14条の3 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては電子署名。以下同じ。）し、常にこれを主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第15条 理事会の円滑な運営を図り、この法人の業務を円滑に処理するため常任理事会を置く。

- 2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第16条 評議員は次の各号に掲げる者とし、理事長が委嘱する。

- (1) この法人の職員（学校教員、職員を含む）のうち理事会において選任した者 2人
 - (2) この法人の設置する学校の父母のうち理事会において選任した者 3人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうち理事会において選任した者 5人
 - (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 9人以上15人以内
- 2 前項第1号、第2号、第3号および第4号に規定する評議員は、その選任の基礎となつた地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第17条 評議員（前条第1項第1号および第2号の規定により選任された者および第6条第3号の規定により理事を兼ねる者を除く）の任期は2年とする。ただし、補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることができます。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は任期満了のあとでも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第18条 評議員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決を経て、理事会がこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 4 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 5 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

- 8 評議員会は、定例及び臨時会とする。
- (1) 定例会は毎年3月及び5月に招集を必要とする
 - (2) 臨時会は寄附行為第10条第4号及び第20条に関し理事長が招集を必要とするとき並びに私立学校法第41条第5項の規定により招集する。
 - (3) 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 9 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条の2 第14条の3第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを主たる事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第5章 顧問

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項につき理事長の諮問に応ずる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第22条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第23条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産はこの法人の設置する学校に必要な施設および設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産はこの法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第24条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第25条 基本財産及び運用財産のうち、積立金は確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第26条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第26条の2 この法人の学校会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第27条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度の開始前に理事長が編成し、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として5年以上とし、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第28条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を添えて、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第29条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第29条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第29条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第30条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第32条 この法人は次の各号にかかる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号にかかる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号にかかる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第33条 この法人が解散（合併および破産による解散を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財團法人に帰属する。

(合併)

第34条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第35条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類および帳簿の備付)

第36条 この法人は第29条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各

事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿
- (公告の方法)

第37条 この法人の公告は、新島学園高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第38条 この法人の寄附行為施行についての細則その他、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(収益事業)

第39条 この法人が収益事業を行う場合は、理事会においてこれに関する規定を設ける。

(責任の免除)

第39条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決により免除することができる。

(責任限定契約)

第39条の3 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金24万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

第40条 この法人設置当初の役員は次のとおりとする。

理事長 湯浅八郎

理事・校長 柏木隼雄

理事 田中龍三

同 武井理三郎

同 湯浅正次
同 江川栄
監事 大河原源五郎
同 田島良太郎

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年3月17日）から施行する。

改正の経過

昭和22(1947)年3月13日	財団法人新島学園設立許可 新学制により、高等学校並びに中学校併設
昭和23(1948)年5月5日	学校法人新島学園に組織変更 理事5名を6名に改正他
昭和26(1951)年3月5日	理事6名を8名に改正他 評議員5名乃至8名を9名乃至11名に改正
" 12月6日	寄附行為変更の議決要件を理事3分の1以上の議決から理事3分の2以上の議決に改正
昭和28(1953)年2月19日	理事会、評議員会の定足数、理事会の議長他の改正
昭和31(1956)年3月5日	高校・中学の学校名変更 短大設置その他の大幅改正
" 12月1日	理事及び評議員増員
昭和33(1958)年8月12日	
昭和46(1971)年2月15日	
昭和58(1983)年1月17日	
平成2(1990)年4月20日	
平成4(1992)年9月10日	理事の代表権の制限
平成13(2001)年5月22日	理事選任資格要件の改正
平成15(2003)年3月29日	短期大学名称変更
平成15(2003)年5月31日	キャリアデザイン学科設置
平成15(2003)年11月27日	保育学科設置
平成16(2004)年3月2日	寄附行為変更の文部科学大臣への届出について改正
平成16(2004)年3月31日	短大名称変更に伴い理事・評議員選任資格要件のうち、短大学長名を変更

平成17(2005)年3月31日	私立学校法改正等に伴う変更 常任理事会を明示、理事選任資格要件の変更ほか
平成17(2005)年11月26日	短期大学保育学科の名称をコミュニティ子ども学科に変更 短期大学国際文化学科を廃止
平成18(2006)年3月25日	理事のうちキリスト教信者の割合を3分の2以上から2分の1以上に変更
平成18(2006)年11月25日	評議員の選任区分変更
平成19(2007)年3月24日	理事定数の変更、評議員定数の変更等
平成23(2011)年3月29日	私立学校法改正等に伴う変更
令和2(2020)年6月5日	私立学校法改正等に伴う変更
令和4(2022)年3月17日	学校法人寄附行為作成例の一部改正等に伴う変更